

○浅麓環境施設組合情報公開条例

令和3年2月10日

条例第1号

改正 令和5年2月13日条例第2号

浅麓環境施設組合情報公開条例については、小諸市情報公開条例（平成11年小諸市条例第1号）を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1条	市民	住民
	市政	当組合の行政
第2条第1号	(1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真で、決裁又は回覧その他これらに準ずる手続が終了し、当該実施機関が保管又は保存しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 一般に容易に入手できるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究のための資料として特別に保存しているもの	(1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真で、決裁又は回覧その他これらに準ずる手続が終了し、当該実施機関が保管又は保存しているものをいう。ただし、一般に容易に入手できるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているものを除く。
第2条第3号	市長、教育委員会、農業委員会、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	組合長、監査委員、公平委員会及び議会
第3条第1項及び第7条第4号	市民	住民
第17条各号列記以外の部分及び第18条第2項	小諸市情報公開・個人情報保護審査会	浅麓環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会
第21条	市長	組合長
第22条	市民	住民
	市政	当組合の行政

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (令和5年2月13日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。